

いじめの現状と いじめ問題への対応

教育指導課

目黒区いじめ防止対策推進条例

保存版

平成29年4月施行

目黒区 いじめ防止対策 推進条例

児童・生徒が安心して
生活し 学ぶために

子どもは、かけがえない存在であり、一人ひとりが尊重され、健やかに成長する権利があります。

子どもの尊厳及び基本的人権を侵害するいじめは、絶対に許されない行為です。

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれもあります。

いじめをなくすためには、児童等が、主体的に行動するとともに、周りの全ての人が、「いじめは絶対に許さない」、「いじめはどの児童等にも、どの学校でも、起こり得る」との意識をもって、それぞれの役割の下に、連携及び協力していじめの防止等に取り組む必要があります。

私たちはここに、いじめをなくし、全ての児童等が安心して生活し、学ぶことができることを目指し、この条例を制定します。

―― 条例の前文より

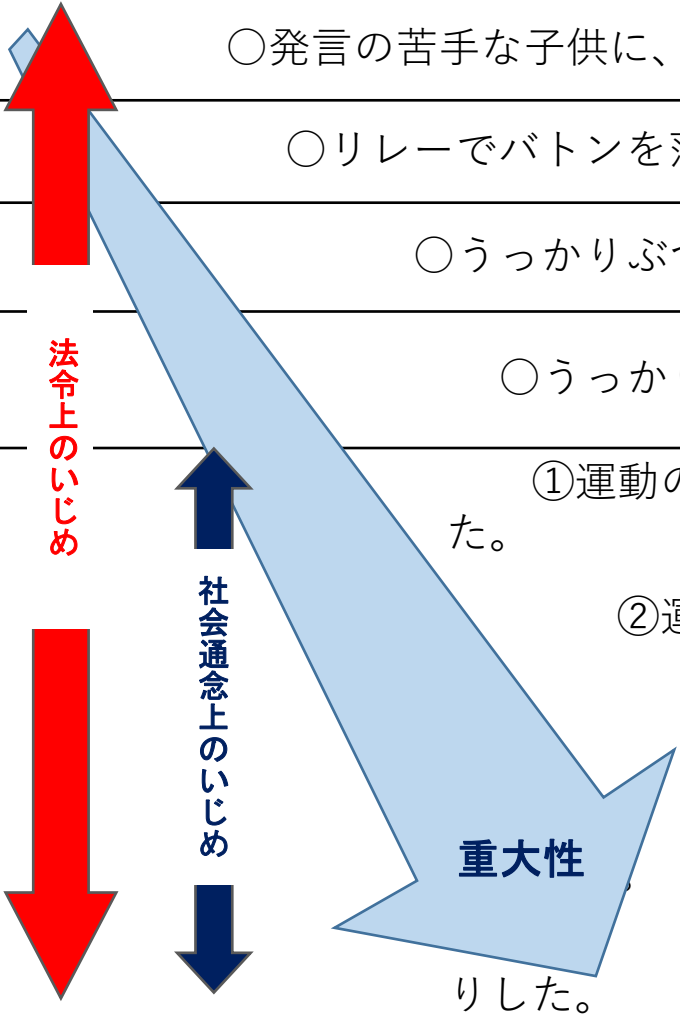
■ 目黒区教育委員会 ■



区ホームページ

いじめの類型

行為の故意性、意図性		加害の子供の集団性		一人で	→	集団で
1 好意で行った言動 ～親切のつもりが…～				○発言の苦手な子供に、「〇〇さんも意見いいなよ。」と強く促した。		
2 意図せずに行った言動 ～悪気はなかったのに…～				○リレーでバトンを落とした子供に「何やってんだ！」と怒鳴った。		
3 衝動的に行 った言動 ～つい、かっ と な っ て…～	暴力を 伴わない	○うっかりぶつかってきた子供に「死ねよ。」と言 い、にらんだ。				
	暴力を 伴う	○うっかりぶつかってきた子供に対して、その場で殴りかかった。				
4 故意で 行 っ た 言 動 ～あの子が むかつく～	暴力を 伴わない	法令上のいじめ	↑ 社会通念上のいじめ	①運動の苦手な子供に、「あなたのせいで負けたのよ！」と問いつめた。		
	暴力を 伴う			②運動で失敗するたびに、「へばい！」などとはやし立てた。 ③体育着を隠して、被害の子供が探している様子を笑ってみて ④試合で負けたお詫びに、メンバー全員にお金を払うことを ⑤お金を持って来ないことを理由に、殴ったり、蹴ったりした。		
継続性				単発的	→	継続性



目黒区のいじめの認知件数

<令和3年4月1日～令和4年3月31日までの状況>

(単位：件)

			1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
小学校	令和3年度	法令上のいじめ	150	118	88	102	92	86	636
		社会通念上のいじめ	1	3	1	8	10	8	31
	令和2年度	法令上のいじめ	88	97	74	102	77	90	528
		社会通念上のいじめ	1	2	7	3	9	15	37
	令和元年度	法令上のいじめ	127	159	117	116	161	128	808
		社会通念上のいじめ	1	7	6	16	12	15	57
中学校	令和3年度	法令上のいじめ	52	21	13				86
		社会通念上のいじめ	0	1	1				2
	令和2年度	法令上のいじめ	20	17	18				55
		社会通念上のいじめ	0	2	0				2
	令和元年度	法令上のいじめ	57	51	34				142
		社会通念上のいじめ	6	0	5				11

法令上のいじめ
発見のきっかけ

学校のアンケート調査
や本人からの訴えが多い

社会通念上のいじめ
発見のきっかけ

保護者からの訴えが多い

社会通念上のいじめの態様

＜令和3年4月1日～令和4年3月31日までの状況＞

(複数回答あり)

	小 学 校			中 学 校		
	令和3年度	令和2年度	令和元年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
① 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる	27	23	42	2	2	9
② 仲間はずれ、集団による無視をされる	4	6	7	0	0	1
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして、蹴られたりする	7	7	17	1	0	0
④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	1	3	5	0	0	0
⑤ 金品をたかられる	0	1	1	0	0	0
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	1	5	7	0	0	0
⑦ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	8	7	11	0	0	3
⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる	2	0	0	0	0	3
⑨ その他	0	0	0	0	0	0

いじめられた児童・生徒のその後の状況

<令和3年4月1日～令和4年3月31日までの状況>

(単位：件)

			小学校	中学校	合 計
① いじめが解消しているもの		法令上のいじめ	5 1 6	7 7	5 9 3
		社会通念上のいじめ	1 4	1	1 5
② 解消に向けて取り組み中		法令上のいじめ	1 2 0	9	1 2 9
		社会通念上のいじめ	1 7	1	1 8
③ 他校へ転学	いじめによるもの	法令上のいじめ	0	0	0
		社会通念上のいじめ	0	0	0
	家庭の事情によるもの	法令上のいじめ	0	0	0
		社会通念上のいじめ	0	0	0
計		法令上のいじめ	6 3 6	8 6	7 2 2
		社会通念上のいじめ	3 1	2	3 3

いじめが「解消している」状態とは次の2つの要件が少なくとも満たされている必要がある。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月続いていること。
- ②被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめ問題への対応

状況の把握

- 定期的なアンケートの実施
- よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）
- 教育指導課へのいじめに関する報告



相談体制の整備

- いじめに関する通報及び相談体制の周知
- スクールカウンセラーによる相談体制の整備
- スクールソーシャルワーカーの派遣



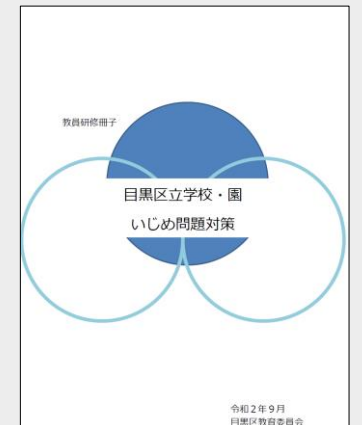
いじめ防止啓発

- STOP！いじめ 私の行動宣言の作成・掲示
- いじめ防止啓発ポスターの作成・掲示



教員研修の実施

- 教員研修冊子「目黒区立学校・園 いじめ問題対策」の活用による各校におけるいじめ問題対策研修の充実



いじめ問題への対応

いじめ問題を考えるめぐろ子ども会議 テーマ「いじめのない学校をめざして」

- 中学校区毎に開催（11月～12月）
- いじめ防止についての意見交換



全体会
(はじめ)



分科会
意見交流



全体会
(おわり)

